

京都大学エネルギー理工学研究所規程

(平成十六年達示第三十五号)

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学エネルギー理工学研究所(以下「エネルギー理工学研究所」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 エネルギー理工学研究所は、エネルギーの生成、変換及び利用の高度化に関する研究を行うことを目的とする。

(所長)

第三条 エネルギー理工学研究所に、所長を置く。

2 所長は、京都大学の教授をもって充てる。

3 所長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 所長は、エネルギー理工学研究所の所務を掌理する。

(協議員会)

第四条 エネルギー理工学研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(研究部門)

第五条 エネルギー理工学研究所の研究部門は、次に掲げるとおりとする。

エネルギー生成研究部門

エネルギー機能変換研究部門

エネルギー利用過程研究部門

(エネルギー複合機構研究センター)

第六条 エネルギー理工学研究所に、附属の研究施設として、エネルギー複合機構研究センターを置く。

2 エネルギー複合機構研究センターに、センター長を置き、エネルギー理工学研究所の教授又は助教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長は、エネルギー複合機構研究センターの業務をつかさどる。

(研究科の教育への協力)

第七条 エネルギー理工学研究所は、エネルギー科学研究科の教育に協力するものとする。

(事務組織)

第八条 エネルギー理工学研究所に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。
（内部組織）

第九条 この規程に定めるもののほか、エネルギー理工学研究所の内部組織については、所長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 次に掲げる規程は、廃止する。

一 京都大学エネルギー理工学研究所協議員会規程（昭和二十五年達示第三号）

二 京都大学エネルギー理工学研究所長候補者選考規程（昭和二十四年九月十五日協議会承認）